

ハラスメントのない 介護現場をめざして

近年、介護現場において、利用者やそのご家族等からの介護従事者に対するハラスメントが問題になっています。

ハラスメントは、受けた人の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、介護従事者が安心してサービス提供を続けることを難しくし、安定的な介護事業の運営を妨げるものです。

ハラスメントを防止することは、利用者が安心して継続的に介護サービスを受けることにもつながりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

こうした行為が
ハラスメント
になります!



体を叩く



唾を吐く



大声で怒鳴る



威圧的に文句を言い続ける



過度な謝罪を強要する



理不尽なサービスの要求



体を触る



卑猥な言動をする

ハラスメントとは

1 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避して危害を免れた場合も含まれます）

例 物を投げつける、唾を吐く、叩く、蹴る、つねる、ひっかく等

2 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為

例 大声を出す、怒鳴る、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する、威圧的な態度で文句を言う、土下座など過度な謝罪を要求する等

3 セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

例 必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、卑猥な言動をする等

- 介護従事者の4～7割がこれまでに利用者からのハラスメントを受けた経験があり、1～3割が利用者の家族等からハラスメントを受けた経験があります。
- また、ハラスメントを受けたことにより、ケガをしたり病気となった職員は1～2割、仕事を辞めたいと思ったことのある職員は、2～4割となっています。
- 高齢化が進み介護需要が高まる一方、介護人材は不足しています。介護従事者が安心して働くことができるハラスメントのない介護現場を実現することが、安定的な介護サービスの提供にもつながります。
- なにより、介護従事者もひとりの人間であり、尊厳や人格を尊重されるべき存在です。
- 介護サービスの適正な利用にご理解とご協力をお願いいたします。

発行元：名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

※『介護現場におけるハラスメント対策マニュアル』（平成31年3月発行厚生労働省補助事業）を参考に作成